日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

規則
○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（環境局環境改善部自動車環境課）…一
告示
○建築基準法による道路位置の指定（二件）……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…二
告示（選）
○東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）における選挙人名簿の登録基準日及び登録日……（同）…五
告示（公）
○技能検定員審査の実施……（都市整備局市街地整備部区画整理課）…五
公告
○土地区画整理組合の理事の就任……（都市整備局市街地整備部区画整理課）…六
○東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）の候補者届出書等の事前審査…（東京都選挙管理委員会）…六
○東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）における候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……（同）…六
○東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……（同）…六

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月九日

東京都知事　小池　百合子

◉東京都規則第百五十八号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二中「五月末日」を「六月末日」に改める。

第十七条第三項中「三十パーセント」を「四十パーセント」に改め、同条第五項中「二十パーセント」を「五十パーセント」に改める。

附　則

1　この規則は、令和九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第十七条第三項の規定は、施行日から令和十四年三月三十日までの間にあっては、同項中「四十パーセント」とあるのは「三十パーセント」と読み替えて、適用する。

3　新規則第十七条第五項の規定は、施行日から令和十四年三月三十日までの間にあっては、同項中「五十パーセント」とあるのは「二十パーセント」と読み替えて、適用する。

告示

◉東京都告示第千三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十月九日

東京都多摩建築指導事務所長　佐藤　至

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和八年八月三十一日	稲城市大字押立字上関三百五十番二の一部、同番三十二及び三百五十一番の一部	延長　一三・三八 幅員　四・五〇

◉東京都告示第千三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十月九日

東京都多摩建築指導事務所長　佐藤　至

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和八年九月二十四日	東久留米市新川町一丁目二十四番十八、同番二十七及び同番二十八	延長　三・九〇 幅員　四・〇〇

◉東京都告示第千四十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月九日

東京都知事　小池　百合子

一　要措置区域　別図のとおり（中野区野方一丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類　六価クロム化合物

三　当該要措置区域において講ずべき指示措置　地下水の水質の測定

別図

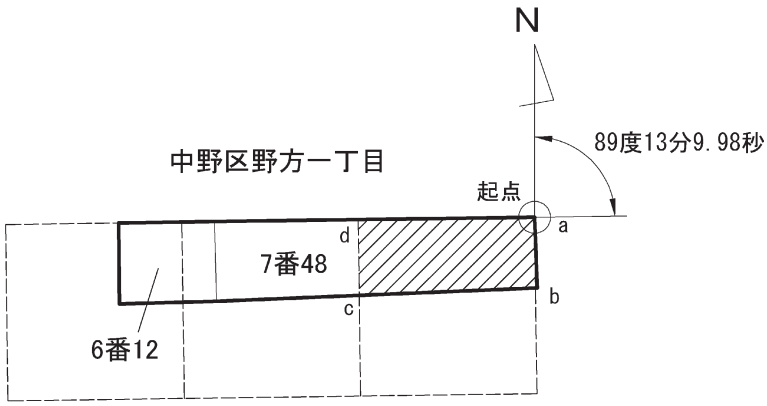

【起点】
起点は、中野区野方一丁目7番48の最北端とする。

【格子の回転角度（89度13分9.98秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 要措置区域

【形質変更時要届出区域境界点座標】

境界点	x	y
a	-32178.780	-16142.536
b	-32182.779	-16142.377
c	-32183.206	-16152.477
d	-32178.916	-16152.536

※上記の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

◉東京都告示第千四十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月九日

東京都知事　小　池　百合子

一　形質変更時要届出区域　別図のとおり（中野区中野四丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類　ふっ素及びその化合物

別図

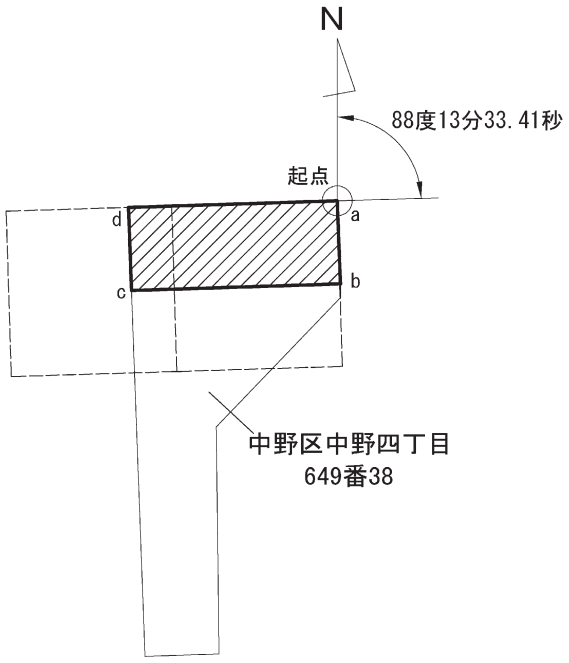

【起点】
起点は、中野区中野四丁目649番38の最北端とする。

【格子の回転角度（88度13分33.41秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域

【形質変更時要届出区域境界点座標】

境界点	x	y
a	-32175.560	-15363.830
b	-32180.573	-15363.634
c	-32180.974	-15376.249
d	-32175.951	-15376.433

※上記の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

◉東京都告示第千四十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月九日

東京都知事　小　池　百合子

一　要措置区域　別図のとおり（武蔵野市吉祥寺南町三丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類　鉛及びその化合物

三　当該要措置区域において講ずべき指示措置　地下水の水質の測定

別図

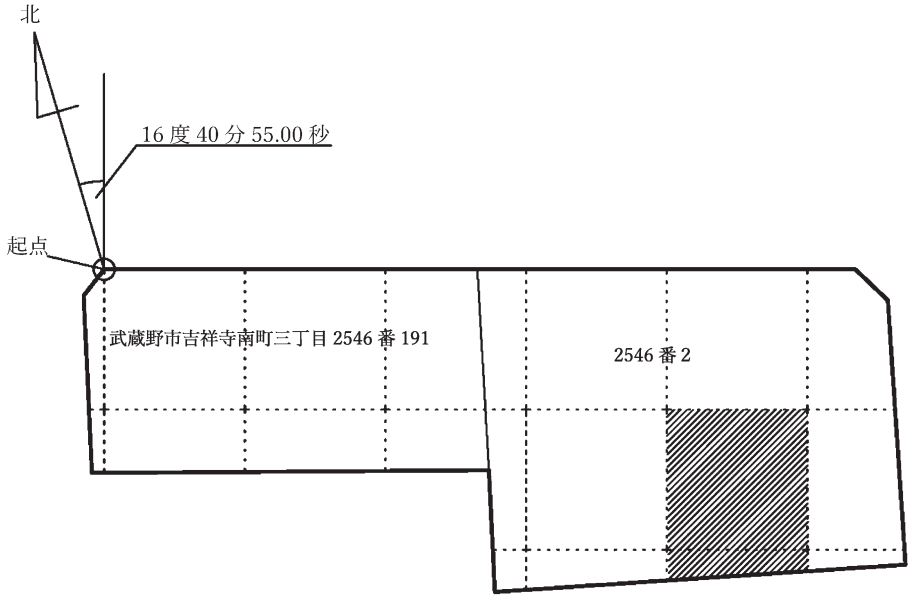

【凡例】
- 調査対象地
- 筆境界
- 単位区画
- 要措置区域

【起点】
起点は、武蔵野市吉祥寺南町三丁目 2546 番 191 の最北端とする。

【格子の回転角度（16 度 40 分 55.00 秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告示（選）

◉東京都選挙管理委員会告示第百三十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により、令和八年十一月一日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

令和八年十月九日

東京都選挙管理委員会

基準となる日　令和八年十月二十二日。ただし、年齢については、同年十一月一日

登録を行う日　令和八年十月二十二日

告示（公）

◉東京都公安委員会告示第283号

技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号。以下「規則」という。）第１条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第２条の規定により次のとおり告示する。

令和８年10月９日

東京都公安委員会

委員長　廣　瀬　道　明

記

1　審査の種類

普通自動車免許技能検定員審査

2　審査を受けようとする者の資格

普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。

3　審査項目及び審査細目

(1)　技能検定に関する技能

ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2)　技能検定に関する知識

ア　道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28第４項に規定する教則の内容となっている事項

イ　自動車教習所に関する法令についての知識

ウ　技能検定の実施に関する知識

エ　自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4　審査細目の免除

規則第17条第１項各号若しくは第２項各号又は附則第３条第１項第１号若しくは第２号のいずれかの規定に該当する者

5　審査の日時及び場所

(1)　日時

令和８年11月９日（月曜日）から同月13日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2)　場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目１番地の１）

6　申請手続

(1)　申請書類

ア　申請書（規則別記様式第１号の審査申請書とする。）

イ　写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ　審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2)　受付日時

令和８年10月22日（木曜日）及び同月23日（金曜日）の午前９時30分から午後４時まで

(3)　受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番５号）

(4)　申請に関する注意事項

ア　申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和８年10月13日（火曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ　写真は、申請書に貼り付けること。

ウ　提出書類は、本人が直接持参すること。

エ　免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。

7　審査手数料

19,800円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第２　１の項備考２に規定する額を減額する。

8　携行品及び服装

(1)　携行品

ア　免許証又は免許情報記録個人番号カード
イ　筆記用具
(ア)　黒色又は青色のボールペン
(イ)　赤色のボールペン
(2)　服装
自動車の運転に支障のない服装
9　合格証明書の交付
合格者には、規則別記様式第２号の技能検定員審査合格証明書を交付する。
10　問合せ先
警視庁運転免許本部運転者教育課
電話　03（3581）4321　内線7251-5276

公　告

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により南山東部土地区画整理組合理事長森俊勇から次に掲げる者が令和八年六月二十五日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和八年十月九日

東京都知事　小　池　百合子

氏名	住所
石田　洋一	稲城市東長沼千七百二番地の七
城所　貞夫	同　市矢野口二千二百七十五番地
坂本　光市	同　所二千四百十番地
笹久保　榮	同　所二千三百九十六番地
笹久保　榮	同　所二千二百十一番地
篠崎　益朗	同　市東長沼五百九十四番地
髙橋　昌司	同　市矢野口八百六十五番地
長坂　賢克	同　所千二百番地
松本　信之	同　市東長沼千九百七十番地
村山　壯雄	同　所千七百七番地の四
森　正平	同　所二千百二十五番地の六
森　俊勇	同　所千九百八十六番地

東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）の候補者届出書等の事前審査について

令和八年十一月一日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）に立候補を予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。

令和八年十月九日

東京都選挙管理委員会

日時　令和八年十月十五日及び同月十六日の午前九時から午後五時まで
場所　東京都庁第一本庁舎北塔四十階東京都選挙管理委員会事務局　新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）における候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について

令和八年十一月一日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）において、候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等（争訟を除く。）の受付場所を次のとおり定めた。

令和八年十月九日

東京都選挙管理委員会

一　令和八年十月二十三日午前八時三十分から午前十時まで	千代田区役所本庁舎八階第一委員会室 千代田区九段南一丁目二番一号
二　令和八年十月二十三日午前十時以降	千代田区役所本庁舎四階千代田区選挙管理委員会事務局 千代田区九段南一丁目二番一号

東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について

令和八年十一月一日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（千代田区選挙区）において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。

令和八年十月九日

東京都選挙管理委員会

東京都庁第一本庁舎北塔四十階東京都選挙管理委員会事務局　新宿区西新宿二丁目八番一号

発行　東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号163-8001
定価　本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所　勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話　〇三（三八一二）五二〇一（代）
郵便番号113-0001

FSC ミックス紙 FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ
この紙は、古紙のみを原料としたリサイクルに適した紙です。